

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年1月24日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300347号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300026号

## 第1 結論

平成7年\*月から平成8年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年\*月から平成8年2月まで

私は平成7年\*月に入国した後、A市で就職が決まったことから、同年\*月末にB市からA市に転居した。就職先での雇用契約に社会保険は含まれていなかったため、国民年金に加入することになった。私の妻は、平成7年\*月頃にA市役所で転入手続をした際に、私の国民年金の加入手続きを行い、二人分の国民年金保険料を郵便局や銀行で一緒に納付してくれた。その証明として、妻の国民年金の領収書を提出する。

調査の上、請求期間の記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、妻が、平成7年\*月頃に、A市役所で転入手続とともに請求者に係る国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続きが行われていた場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができないことから、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間において、国民年金の納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した証明であるとして妻の当該期間に係る領収書を提出していることから、当該領収書で確認できる納付先である金融機関に照会したものの、保存期限経過により当該期間の領収書控えはない旨回答があり、請求者の当該期間に係る国民年金保険料が、請求者の妻の国民年金保険料と一緒に納付されていたことを確認することができない。

さらに、外国人登録原票により、請求者は、転入日を平成7年\*月\*日として同年\*月\*日にA市へ転入届を提出していることが確認できるところ、同市は、請求期間当時に、請求者に

係る国民年金の加入手続が行われたことが確認できる資料及び国民年金保険料の納付状況が確認できる資料を保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。